

1 適正・公平な課税の推進

～ 悪質な納税者には厳正な調査を実施する一方で、その他の納税者には簡易な接触も実施 ～

国税庁では、納税者側の負担にも配慮しつつ、限られた人員等をバランスよく配分し、申告内容や調査事績など様々なデータを分析しながら、不正に税金の負担を逃れようとする悪質な納税者に対しては、適切な調査体制を編成し、厳正な調査を実施する一方で、その他の納税者に対しては、文書や電話等による簡易な接触も実施するなど、適正・公平な課税の推進に努めております。

■ 実地調査の件数

(単位：千件)

税目	事務年度	令和3	令和4	令和5
申告所得税		31	46	48
法人税		41	62	59
消費税		57	87	84
相続税		6	8	9

■ 実地調査における追徴税額

(単位：億円)

税目	事務年度	令和3	令和4	令和5
申告所得税		804	1,015	1,066
法人税		1,438	1,868	2,102
消費税		1,110	1,693	1,454
相続税		560	669	735

～ 源泉徴収義務者への周知・広報を実施 ～

源泉徴収制度は、源泉徴収義務者が年末調整を行うことにより、5,000万人を超える給与所得者のうち多くが確定申告の手続を要することなく課税関係を完結できる制度であり、申告納税制度と並び、税務行政上極めて重要な制度です。

国税庁では、源泉徴収義務者に適正な源泉徴収や納付を行っていただくため、国税庁ホームページに源泉徴収義務者の方向けのページを設け、各種手引・パンフレットや解説動画を掲載するなどにより、源泉徴収制度の周知・広報を行っています。

～ データ活用の取組強化 ～

国税庁では、様々なデータの中から必要な情報を抽出・加工・分析し、データ間の整合性・関連性・傾向等を把握することにより、申告漏れの可能性が高い納税者等を判定する予測モデルの構築に取り組んでいます。構築した予測モデルと国税組織が保有する様々な資料情報等を組み合わせ、課税事務の効率化・高度化に努めています。

(1) 調査において重点的に取り組んでいる事項

～ 消費税の適正課税のため、十分な審査と調査を実施 ～

消費税は、国の租税収入のうち最も金額が大きい税目であり、国民の関心も極めて高いことから、一層の適正な執行に努めています。

特に、虚偽の申告により不正に還付金を得ようとするケースについては、還付金の支払を保留した上で、調査などを通じて還付原因となる事実関係を確認するなど、不正還付防止に努めています。

また、輸出品販売場制度を悪用して、不正に消費税免税物品の売買等を行った者への対応については、税関当局とも連携し、厳正な課税処理に努めています。

◎ 消費税の調査事例

- 高額な固定資産の購入を装い架空の課税仕入れを計上していた事実を把握
- 実在しない外国法人に対する輸出販売を装うことで、架空の免税売上げ及び課税仕入れを計上していた事実を把握
- 国内に居住する外国人への国内売上げについて、偽造した輸出申告書を用いて、免税売上げを計上していた事実を把握

～ 資産運用の多様化・国際化を念頭に置いた調査を実施 ～

増加する海外への投資や海外取引などについて、国外送金等調書をはじめとする資料や海外当局との租税条約等に基づく情報交換制度のほか、共通報告基準(CRS:Common Reporting Standard)によって得た情報を効果的に活用して実態解明を行い、深度ある調査を実施しています。

特に、富裕層については、多様化・国際化する資産運用から生じる運用益に対して適正に課税するとともに、将来の相続税の適正課税に向けて情報の蓄積を図っています。

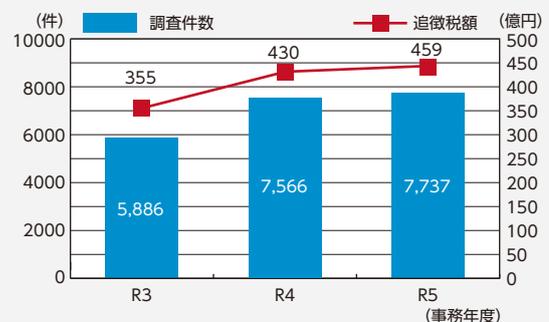
◎ 海外資産等の申告除外・国際的租税回避を把握した事例

- CRS情報を活用し、租税条約等に基づく情報提供要請を実施することにより、海外金融機関から得た多額の利息等を申告していなかった事実を把握
- 国外送金等調書を活用し、海外のアフィリエイト収入に係る所得税申告をしていなかった事実を把握

～ 資料情報を活用し、的確に無申告者を把握 ～

無申告は、適正な申告をしている納税者に強い不公平感をもたらすことになるため、資料情報などからの的確に把握し、積極的に調査を実施しています。

■ 無申告の調査状況 (所得税・相続税・法人税)



◎ 無申告の調査事例

- ライブ配信により多額の利益を得ていたにもかかわらず、所得税が無申告であった事実を把握
- スマホゲームの開発により得た多額の利益について認識していたにもかかわらず、申告をしなかった事実を把握
- 被相続人の預金から引き出した多額の現金について、相続税の申告が必要であることを認識していたにもかかわらず、申告をしなかった事実を把握

～ シェアリングエコノミー等新分野の経済活動¹への的確な対応 ～

シェアリングエコノミーなどの新分野の経済活動への対応については、適正申告のための環境作りとして、税務手続や課税上の取扱いを国税庁ホームページで発信しているほか、業界団体や仲介事業者などを通じた利用者(納税者)への適正申告の呼びかけを行っております。また、情報収集・分析の充実に努め、課税上の問題があると見込まれる納税者を的確に把握し、行政指導や調査を行っています。

1 「シェアリングエコノミー等新分野の経済活動」とは、シェアリングビジネス・サービス、暗号資産(仮想通貨)取引、ネット広告(アフィリエイト等)、デジタルコンテンツ、ネット通販・ネットオークションその他新たな経済取引を総称するものとして使用しています。

～ 納税者の主張を正確に把握し、適正な課税処理を遂行 ～

調査に当たっては、納税者の主張を正確に把握し、的確な事実認定に基づき法令面の検討を十分に行った上で、適正な課税処理を行うよう努めるとともに、法令に定められた手続に従うことを徹底しています。

(2) 調査以外の手法の活用

～ 実地調査以外にも様々な取組を実施 ～

国税庁では、業務に当たってデータを積極的に活用するほか実地調査以外にも様々な取組を実施し、幅広い納税者に自発的な適正申告を促すなど、効果的・効率的な事務運営に努めています。

◎ 納税者の自発的な納税義務の履行を確保するための取組

- 計算誤りや法令の適用誤りがあると思われる納税者や、国税庁の蓄積情報などから無申告が想定される納税者に対し、文書や電話での連絡を行い、申告書の自主的な見直しや提出を呼び掛ける取組
- 申告においてご留意いただきたい事項を、国税庁ホームページなどにより周知し、適正申告を促す取組

協力的手法による取組

大企業の適正申告に向けた自発的な取組を後押しするため、協力的手法による税務コンプライアンスの維持・向上を図る取組を実施しています。

● 税務に関するコーポレートガバナンスの充実にに向けた取組 ～ 国税局幹部と経営責任者等の意見交換などを実施 ～

大企業に対する税務調査の機会を利用して、税務に関するコーポレートガバナンス(以下「税務CG」といいます。)の状況を確認するとともに、国税局幹部と経営責任者等の間で意見交換を行うなど、その充実にに向けた働き掛けを行っています。

大企業の税務CGの充実に促すことにより、自発的な適正申告が期待できる法人を増加させ、申告水準の維持・向上を図っています。

この取組により、国税庁では、税務CGの状況を各企業の税務リスク判定に活用することが可能となり、企業側では、不適切な税務処理の発生リスクを軽減させることなどが期待されます。

本取組に関する詳しい内容は、国税庁ホームページ「[税務に関するコーポレートガバナンスの充実にに向けた取組について\(調査課所管法人の皆様へ\)](#)」をご覧ください。



各事業年度の
取組状況等

● 大規模法人の「申告書の自主点検と税務上の自主監査」を推進 ～ 国税局調査部の申告書チェック項目などを公表 ～

申告書作成前後で誤りが生じやすい事項について、表形式に取りまとめた「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」を国税庁ホームページ「[『申告書の自主点検と税務上の自主監査』に関する情報\(調査課所管法人の皆様へ\)](#)」に掲載しています。

申告書作成前の決算・申告調整事項の把握漏れなどの自主監査や、申告書提出前の自主点検に活用することにより、申告誤りの未然防止が期待されます。



税務CGの充実に
に向けた取組

● 移転価格税制に関する相談窓口を試行的に設置

大企業の移転価格税制に関する税務コンプライアンスの維持・向上を目的として、国税局に「[移転価格税制に関する相談窓口](#)」を試行的に設置し、移転価格税制に係る一般的質疑のほか、個別の国外関連取引などの具体的な相談に対して、適用関係に関する当局の考え方や留意点をお答えしています。



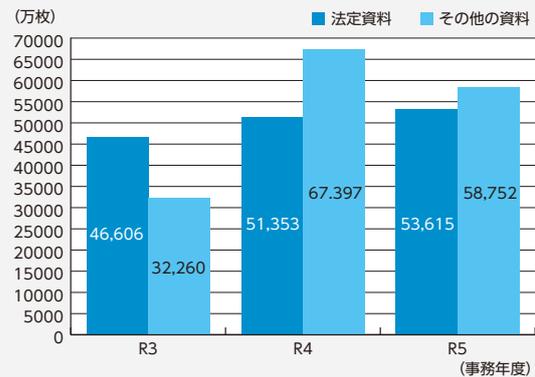
「申告書の自主点検
と税務上の自主監
査」に関する情報

(3) 資料情報

～ 的確な調査・指導に活用するため、あらゆる機会を通じて資料情報を収集 ～

国税庁では、給与所得の源泉徴収票や配当等の支払調書などの法定調書のほか、情報照会手続きに基づいて収集した情報や調査の際に把握した情報など、あらゆる機会を通じて様々な資料情報の収集を行い、調査・指導に活用しています。

■ 資料情報の収集枚数



(4) 査察

～ 悪質な脱税者の刑事責任を追及 ～

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、それにより多くの人に注意を促す一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。

～ 社会的波及効果の高い事案への積極的な取組 ～

令和6(2024)年度においては、査察制度の目的に鑑み、特に、消費税事案、無申告事案、国際事案、時流に即した事案などの社会的波及効果が高いと見込まれる事案を重点事案として積極的に取り組みました。

その結果、

- ・ 高級腕時計の輸出販売を装うため、インターネットで購入した安価な腕時計を用意し高価な腕時計を購入したとする領収証等を作成して、架空の課税仕入れ及び架空の輸出免税売上げを計上していた消費税の不正受還付事案
- ・ 海外法人が運営する医薬品等のインターネット販売事業に係るコンサルティング報酬を海外預金口座で留保する方法により所得税を免れていた国際事案

などを告発しました。

■ 査察広報用パンフレット



税に関する講演会や租税教育に活用するなど、広報にも積極的に取り組んでいます。

◎ 令和6(2024)年度の告発事例

- 脱税指南者が、複数の給与所得者を勧誘した上で、架空の事業所得の損失を計上して給与所得と損益通算することにより、給与所得に係る源泉所得税の還付を受ける不正手段を指南し、これらの者の所得税を免れさせていた事案
- 動画配信によるサイト運営会社からの使用料収入やネットショップでの商品販売収入を得ていたにもかかわらず、所得税の確定申告書を提出しないまま法定納期限を徒過させ、所得税を免れていた事案

■ 査察調査の状況

	着手件数	処理件数	告発件数	脱税総額 (うち告発分)	1件当たり脱税額 (うち告発分)
令和4年度	145件	139件	103件	12,760百万円 (10,019百万円)	92百万円 (97百万円)
令和5年度	154件	151件	101件	11,980百万円 (8,931百万円)	79百万円 (88百万円)
令和6年度	151件	150件	98件	11,270百万円 (8,230百万円)	75百万円 (84百万円)

※ 脱税額には、加算税を含みます。

■ 査察事件の一審判決の状況

	判決件数 ①	有罪件数 ②	有罪率 ②/①	実刑判決 人数③	1件当たり 犯則税額④	1人当たり 懲役月数⑤	1人(社)当たり 罰金額⑥
令和4年度	内2 61件	内2 61件	100.0%	内1 3人	47百万円	13.6月	12百万円
令和5年度	内5 83件	内5 83件	100.0%	内2 9人	58百万円	15.6月	15百万円
令和6年度	内13 99件	内13 99件	100.0%	内7 13人	59百万円	15.7月	15百万円

※1 表中の内書は、他の犯罪との併合事件を示しています。

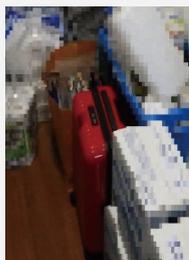
※2 ④～⑥は、他の犯罪との併合事件を除いてカウントしています。

◎ 令和6(2024)年度中に判決が出された事例

実際には輸出業務を行っていないにもかかわらず、輸出免税制度を悪用し、架空の輸出免税売上げ及び架空の課税仕入れを計上することで、不正に消費税の還付を受けた者に懲役2年6月の実刑判決が出されました。

査察調査により把握した隠し財産の事例

室内に置かれたスーツケースから現金を発見



■ Web-TAX-TV「脱税を見逃さない! ~国税査察官の仕事~」



脱税者を摘発するために日々努力している国税査察官の仕事をドラマ仕立てで配信しています。

是非ご覧ください。



【動画はこちら】

2 確実な税金の納付

(1) 自主納付態勢の確立

～ 年度内に納付された税金は約85.1兆円(年度内収納割合は98.8%) ～

申告された国税は、国庫に納付されて初めて歳入となります。令和5(2023)年度においては、税務署に申告された国税などの課税額(徴収決定済額)が約86.1兆円であったのに対し、このうち年度内に国庫に納付された税金(収納済額)が約85.1兆円となっており、その収納割合は98.8%でした。

～ 滞納を未然に防止 ～

滞納を未然に防止するために、振替納税やダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)などの多様な納付手段を提供した上で、これらの納付手段や計画的な納付方法など、納税に関する様々な情報を国税庁ホームページ「[納税に関する総合案内](#)」に掲載するほか、関係民間団体や税理士会等の協力を得ながら、納付の期限や納税資金の積立てに関する周知・広報を積極的に実施しています。

また、計画的な納付を行っていただくため、ダイレクト納付を利用した予納(予納ダイレクト)を積極的にご利用いただけるよう努めています。

このほか、期限を過ぎて納付したことがある納税者には、あらかじめ電話や文書で期限をお知らせし、期限までに納付のない納税者には、督促状を発送する前に納付を促すなどの取組を行っています。

※ 滞納とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発送されたものをいいます。



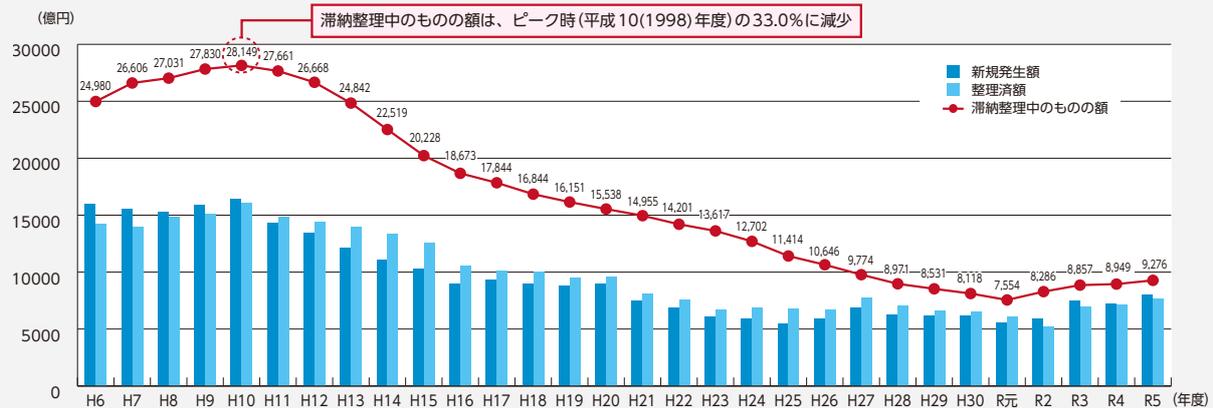
納税に関する総合案内

(2) 滞納の整理促進への取組

～ 滞納整理中のものの額はピーク時の33.0%に ～

令和5(2023)年度末の滞納整理中のものの額は9,276億円となっています。

■ 全税目の滞納整理中のものの額の推移



※1 実数値は、滞納整理中のものの額を示します。

※2 地方消費税を除いています。

滞納整理中のものの額は約9千億円と依然として高水準
→ 今後も組織を挙げて滞納の未然防止と整理促進に取り組む方針

滞納となった国税については、期限内に国税の納付を行っている大多数の納税者との公平性を確保する観点から、早期徴収に努めるとともに、以下の基本方針の下で整理促進に取り組んでいます。

～ 滞納整理は滞納者個々の実情に即しつつ適切に対応 ～

滞納整理に当たっては、まず、自主的な納付を促して納付の意思を確認するとともに、事業や財産・収支の状況など、滞納者個々の実情を十分に把握した上で、処理方針を決定します。

具体的には、滞納者から一括納付が困難との相談がある場合には、事情を十分にお聴きした上で、納税の猶予や換価の猶予などの適用を検討し、法令の要件に該当する場合は分割納付を認めるなど適切に対応しています。

一方、分割納付を約束したにもかかわらず不履行を繰り返すなど、納税に対する誠実な意思が認められない場合には、財産の差押えや公売等の滞納処分を適時・適切に実施することとしています。

～ 大口・悪質滞納事案に対する厳正かつ毅然とした対応 ～

大口・悪質滞納事案の滞納整理に当たっては、搜索や、財産の差押え及び公売等の滞納処分を適時・適切に実施するなど、厳正かつ毅然とした対応を行っています。

また、財産の隠蔽等により滞納処分の執行を免れようとする特に悪質な事案については、滞納処分免脱罪¹の告発を行うなど、厳正に対処しています。

◎ 令和6(2024)年度告発事例

- 取引先からの入金滞りによる滞納会社の代表者妻名義の預金口座に振込入金させることにより、財産を隠蔽した事案を告発
- 滞納会社が所有していた自動車等を別法人へ不当に低額な対価で売却することにより、財産を国の不利益に処分した事案を告発

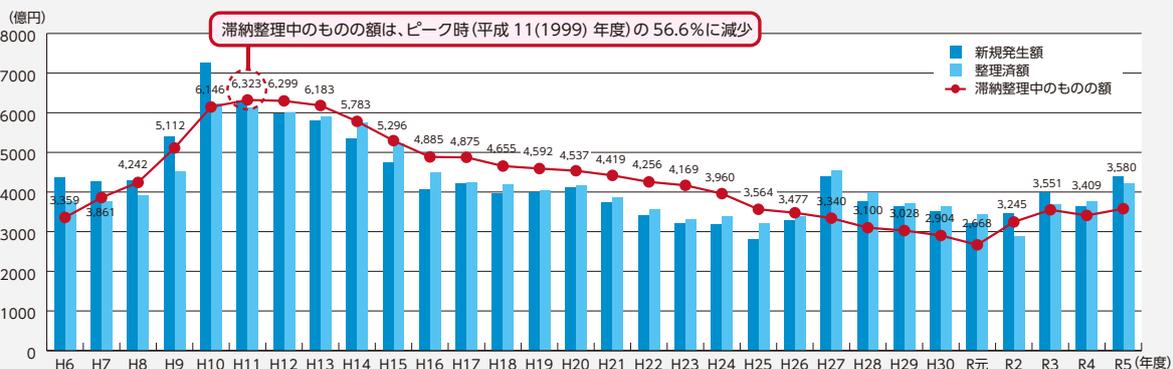
～ 処理困難事案に対する組織的な対応等 ～

取引が複雑な事案や財産の移転を偽装している事案などの処理困難事案の滞納整理については、①広域担当との連携、適時のプロジェクトチームの編成による滞納処分の実施など、事案の解明に必要な十分な人員を確保して組織的な対応を行うとともに、②国が原告となって詐害行為取消訴訟²等の原告訴訟を提起するなど、法的手段を積極的に活用した滞納整理に取り組んでいます。

～ 消費税滞納事案の確実な処理 ～

消費税を含む滞納事案については、新規発生時の早期着手を徹底するなど、確実な処理を行い、滞納残高の圧縮に取り組んでいます。

■ 消費税の滞納整理中のものの額の推移



1 納税者が差押えなどの滞納処分を免れる目的で、財産の隠蔽などを行った場合は、3年以下の拘禁刑若しくは250万円以下の罰金、又はこれらの両方が科されます。
 2 詐害行為取消訴訟とは、滞納者と第三者との間における債権者(国)を害する財産に関する行為(詐害行為)の効力を否定して、滞納者から離脱した財産をその第三者から取り戻して滞納者に復帰させるための訴訟をいいます。

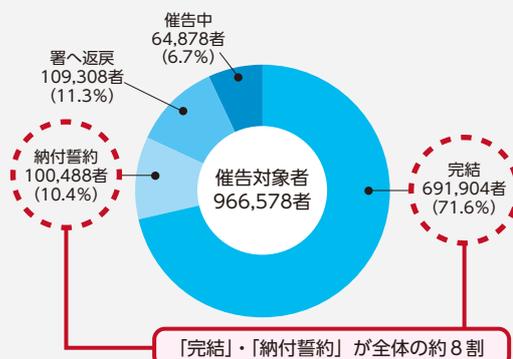
(3) 集中電話催告センター室

～ 効果的・効率的な電話催告の実施 ～

新規に発生した滞納事案は、集中電話催告センター室（納税コールセンター）で幅広く所掌して、システムを活用した電話催告等を実施することにより、効果的・効率的な滞納整理を行っています。

こうした取組により、令和5（2023）年7月から令和6（2024）年6月末までの1年間で、催告対象約97万者のうち、約69万者（71.6%）が完結し、約10万者（10.4%）が納付誓約となっています。

■ 集中電話催告センター室の滞納整理状況



(4) 公売の実施

～ 公売で約14,900物件を売却 ～

国税庁では、滞納処分により差し押さえた財産について、入札や競り売りの方法により公売を実施し、売却した代金を滞納国税に充てています。

令和5（2023）年7月から令和6（2024）年6月末までの1年間で、全国で214回の公売を実施しました。その結果、不動産、自動車、宝飾品など約14,900物件が売却され、その売却総額は約41億円となっています。

全国の国税局が公売する財産の内容や公売日程については、国税庁ホームページの「[公売情報](#)」からご覧いただけます。

- ※1 入札手続は、「[公売情報](#)」からオンラインで行うこともできます。
- ※2 競り売りは、民間のオークションサイトにおいても実施しています。



公売情報

■ 令和5（2023）年7月から令和6（2024）年6月末までに公売で売却した財産の例



(5) 的確かつ効率的な債権債務の管理

～ システムの高度活用で迅速な処理 ～

納税申告や還付申告によって大量に発生する国税の債権債務の管理業務については、システムを有効活用して的確かつ効率的に処理を行っています。

年間約4,944万件の税金の納付を効率的に処理するため、日本銀行における納付書のOCR処理(光学式文字認識処理)¹や、振替納税・ダイレクト納付などの納付書を使用しない納付手段を導入し、事務作業の効率化を図っています。還付金の支払についても、振込処理をオンライン化し、効率的かつ迅速な処理に努めています。

3 消費税不正還付への対応

～ 消費税制度に対する信頼を守っていくために ～

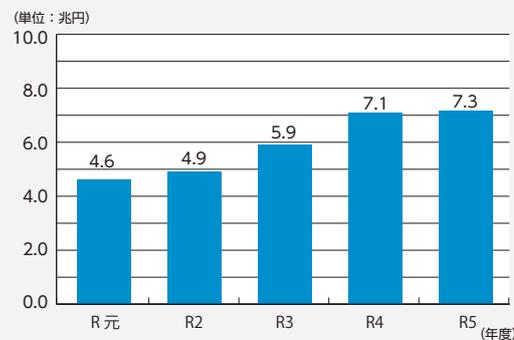
国の租税収入のうち、最も金額が大きい税目は消費税です。

多くの納税者の方々が正しく申告・納税をする一方、消費税の制度を悪用し、取引をしたように見せかけるなど虚偽の内容を申告して、消費税の還付を不正に受けようとする事案が後を絶ちません。このような消費税の不正還付事案は、消費税制度に対する納税者の信頼を著しく害するものであり、国税当局では重点課題と位置付けて対策に取り組んでいます。

(1) 消費税還付申告税額の現状

消費税還付申告税額は近年増加傾向が続いており、個人及び法人が提出した令和5(2023)年度の消費税還付申告税額の合計額は7兆円を超えています。

■ 消費税還付申告税額の推移



(2) 消費税不正還付に対する取組

～ 不正な還付申告は見逃さない ～

消費税不正還付を抑止するには、不審な申告を見逃さない、悪質な納税者を放置しないことが重要です。

国税庁では、消費税制度を悪用した事例に対して、申告から行政指導・調査から徴収まで各段階に応じた適切な対応を行えるよう、関係部署が連携して①還付申告書の厳格な審査の実施、②悪質な手法等に着目した積極的な調査の実施(事例の分析・データ活用)、③組織体制の充実(専門部署の設置・拡充)、④広報活動を通じた未然防止の取組など、組織を挙げて取り組んでいます。

¹「OCR処理(光学式文字認識処理)」とは、納付書に記載された文字を電子データに変換することをいい、この電子データにより日本銀行と国税庁の間の連絡を行うことで、情報伝達の合理化・ペーパーレス化を図ることができます。

イ 還付審査の充実

消費税の還付申告の中には、不正還付事例以外にも、法令の適用誤りなどによるものも含まれています。そのため、国税当局としては、各種情報に照らして確認の必要がある場合は、還付金の支払を一旦保留し、必要な書類の提出をお願いしたり、実地調査を行うことで、還付申告の原因や還付税額の確認をしています。これらの結果、還付税額に誤りがあれば適切に是正する一方で、誤りがないと判断した場合には速やかに還付を行っています。

ロ 実地調査の充実

不正還付の手口は、時代の変化とともに複雑・巧妙化しています。国税庁では、必要なマンパワーを確保した上で、様々な資料の収集・分析を行い、必要な対象を見極め、厳正な調査を実施しています。その結果、令和5(2023)年7月から令和6(2024)年6月までに消費税還付申告者(個人・法人)に対して6,335件の実地調査を実施し、その追徴税額は、約405億円となっています。

また、特に悪質な不正受還付事案に対しては、査察調査を行った上で検察官に告発し、その刑事責任を追及しています。

令和6(2024)年4月から令和7(2025)年3月までに、

- ・ 高級腕時計の輸出販売を装うため、インターネットで購入した安価な腕時計を用意し高価な腕時計を購入したとする領収証等を作成して、架空の課税仕入れ及び架空の輸出免税売上げを計上していた事案
- ・ 不正加担者に実際の工事代金を水増しした内容虚偽の工事請負契約書及び請求書を作成させ、課税仕入れを過大に計上することで、不正に消費税の還付を受けようとした事案

などの不正受還付事案17件を告発しており、これらの事案で不正に還付を受け、又は受けようとした金額は、合計で3億400万円に上っています。

なお、査察調査により告発した事案のうち、令和6(2024)年4月から令和7(2025)年3月までに、一審判決が言い渡された不正受還付事案には全て有罪判決が出されており、そのうち最も重い実刑判決は、懲役2年6月でした(他の犯罪との併合事件を除く)。

■ 消費税不正受還付事案の告発件数及び不正受還付額

年度	令和4	令和5	令和6
告発件数	16件	16件	17件
不正受還付額	1,347百万円	454百万円	304百万円

※1 告発件数は、ほ脱犯との併合事案を含みます。

※2 不正受還付額は、加算税を除き、未遂の還付額を含みます。

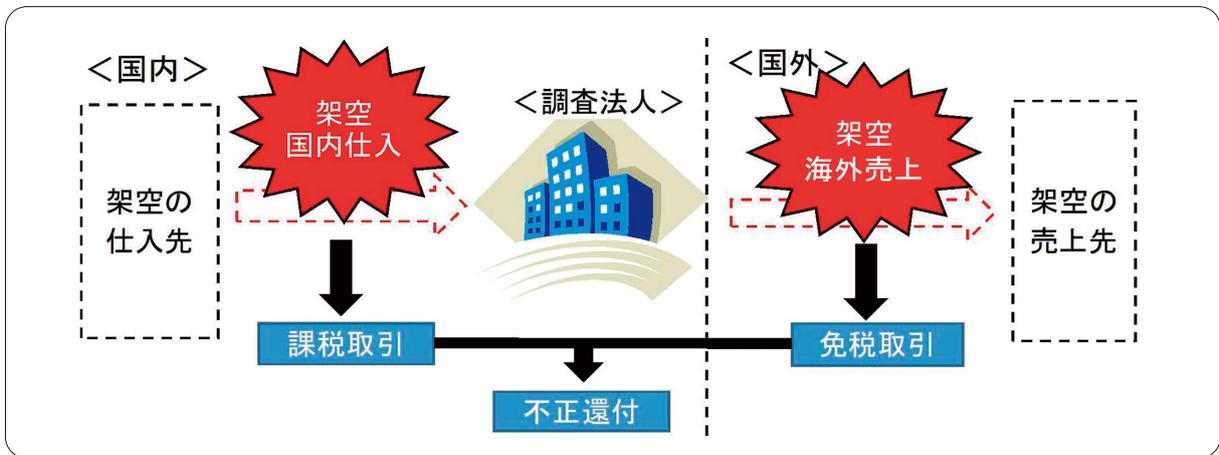
【参考】消費税不正還付の主な手口

～ 不正の手口は多種多様 ～

(イ) 架空の国内仕入れ及び架空の海外売上げを計上する事例

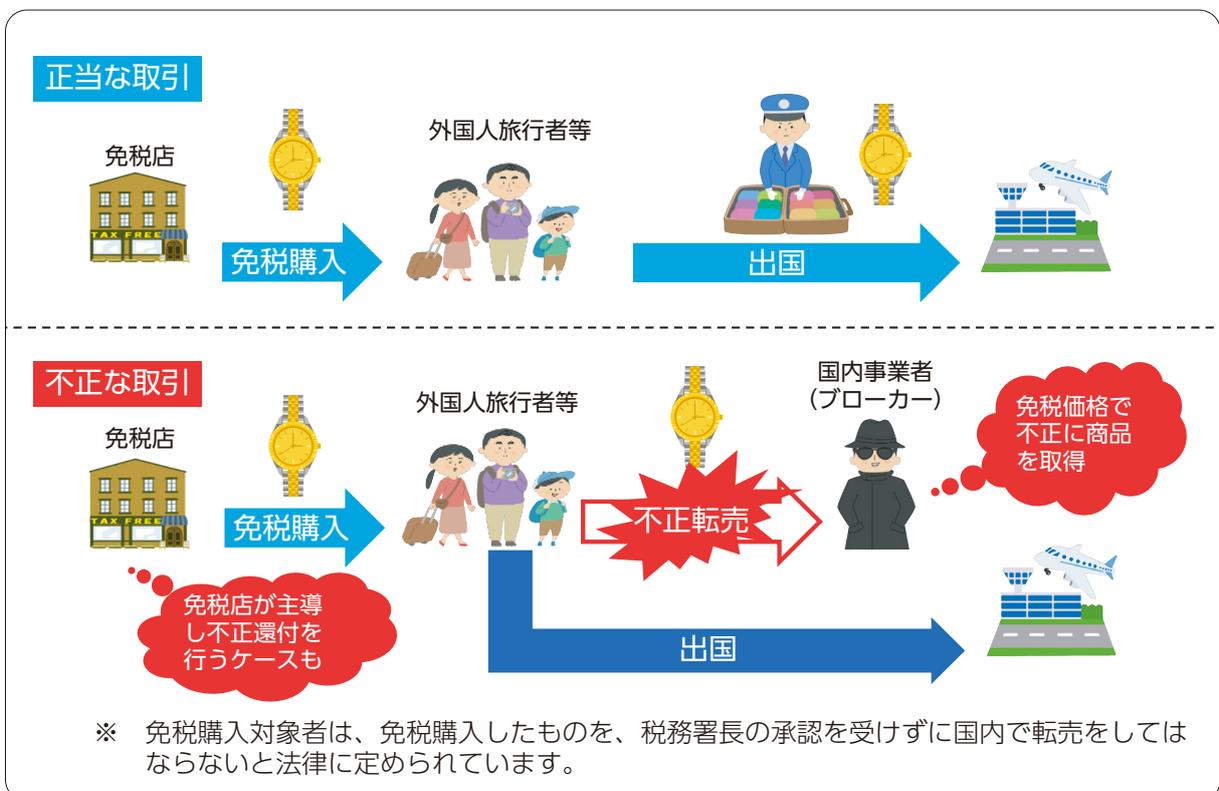
事業者が国内で商品を取引する際には、消費税が課されますが(課税取引)、国外に商品を販売(輸出)した場合には、消費税が免除されます(免税取引)。事業者は売上げに係る消費税から仕入れに係る消費税を差し引いて申告を行いますが、差引後の金額がマイナスとなった場合は、消費税の還付を受け

ることができます。この仕組みを悪用し、国内で仕入れた商品を国外へ輸出したかのように虚偽の申告をして不正に還付金を受けようとしていた事例が把握されています。



□ 免税購入物品の国内転売事例

免税店では、一定の外国人旅行者等(免税購入対象者)に対して、所定の手続を行うことにより、商品を輸出する場合と同様に、消費税を免除して販売することができます(輸出物品販売場制度)。この場合、外国人旅行者等は免税価格で購入した商品を国外に持ち出す必要がありますが、近年、国内事業者(ブローカー)等の指示の下、多量・多額の免税購入を行った上で、国外に持ち出さずに国内転売することで不正に利益を得るなどの事例やこれを免税店が主導するといった悪質な事例が把握されています。



コラム 4

輸出物品販売場制度の見直し(リファンド方式への見直し)

多額・多量の免税購入物品が国外に持ち出されず国内での横流しが疑われる事例が多発し、出国時に免税購入物品を所持していない外国人旅行者等を捕捉し即時徴収を試みても、その多くが滞納となるなど、輸出物品販売場制度の不正利用は看過できない状況となっています。

このような実態を踏まえ、輸出物品販売場制度の不正利用を排除し、免税店が不正の排除のために負担を負うことのない制度とするため、令和8(2026)年11月1日から、免税店において税込価格(課税)で行った免税対象物品の譲渡(販売)について、外国人旅行者等の購入日から90日以内の出国時にその免税対象物品を持ち出すことが税関で確認された場合に免税販売が成立する制度とされ、この確認後に免税店を運営する事業者から外国人旅行者等に消費税相当額を返金する「リファンド方式」に見直しが行われます。

詳しくは、国税庁ホームページ内の「リファンド方式特設サイト」に掲載しているリーフレットやQ&Aをご参照ください。



リファンド方式特設サイト

八 組織体制の充実

消費税不正還付事案への対応として、国税局統括国税実査官や税務署消費税専門官など、消費税調査を専門に担当する部署等の設置や定員を増員し、積極的に調査を実施しています。また、専門的な知識やノウハウを持つこれらの国税局職員や税務署消費税専門官が一般の税務署職員と連携し還付審査や消費税調査を実施することで、国税組織全体の調査能力向上にも取り組んでいます。

さらに、税関との間で人事交流を行い、国税・税関双方の人材育成にも取り組んでいます。

二 広報活動を通じた未然防止

国税庁では、厳格な還付審査や調査・徴収を行いつつ、国税庁ホームページ内のインターネット番組「Web-TAX-TV」に「消費税の不正還付を許さない!」を日本語、英語、中国語の字幕付きで掲載するなど、広報・啓発活動に取り組み、不正還付の未然防止に努めています。

■ Web-TAX-TV「消費税の不正還付を許さない!」



1件の消費税還付申告書の申告内容に疑問を抱いた国税調査官が税務調査に着手し、消費税不正還付を解明するまでを分かりやすいドラマ仕立てで配信しています。是非ご覧ください。

【動画はこちら】



日本語版



英語字幕版



中国語字幕版

4 国際的な取引への対応

～国際的な租税回避への国民の関心の高まり～

海外投資を行う個人投資家や海外取引を行う企業が増加するなど、年々経済社会のグローバル化が進展する中、富裕層や海外取引のある企業による海外への資産隠しのほか、各国の税制の違いを利用

して税負担を軽減するといった国際的な租税回避に対しても国民の関心が大きく高まっています。

(1) 国際的な租税回避等に対する取組

国税庁では、国際的な租税回避等に適切に対応するため、①情報リソースの充実(情報収集・活用の強化)、②調査マンパワーの充実(執行体制の整備・拡充)、③グローバルネットワークの強化(外国税務当局との連携等)を推進し、積極的に調査等を実施しています。

イ 情報リソースの充実(情報収集・活用の強化)

～ 海外取引・国内外財産を的確に把握 ～

国税庁では、国境を越えた経済活動から生じる所得を捕捉し、適正・公平な課税を実現するために、次の制度を活用して海外取引や国内外の財産を的確に把握するとともに、収集・受領した資料情報等を総合的に分析し、国際的な租税回避等に的確に対応しています。

(イ) 国外送金等調書

国外への送金及び国外から受領した送金の金額が100万円を超えるものについて、送金者及び受金者の氏名、住所、取引金額などを記載した調書を、送金等を行った金融機関が税務署に提出するものです。

■ 国外送金等調書の提出枚数

事務年度	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
提出枚数(万枚)	722	692	655	659	726	790	832

(ロ) 国外財産調書

その年の12月31日において合計5,000万円を超える国外財産を有する方が、その国外財産の種類や価額などを記載した調書を翌年の6月30日までに税務署に提出するものです。

■ 国外財産調書の提出件数及び記載された財産総額

年分	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
提出件数(件)	9,551	9,961	10,652	11,331	12,109	12,494	13,243
財産総額(億円)	36,672	39,014	42,585	49,654	56,364	57,222	64,897

(ハ) 財産債務調書

①その年の所得金額が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において合計3億円以上の財産若しくは合計1億円以上の有価証券等を有する方又は②その年の12月31日において合計10億円以上の財産を有する方が、財産の種類や価額、債務の金額などを記載した調書を翌年の6月30日までに税務署に提出するものです。

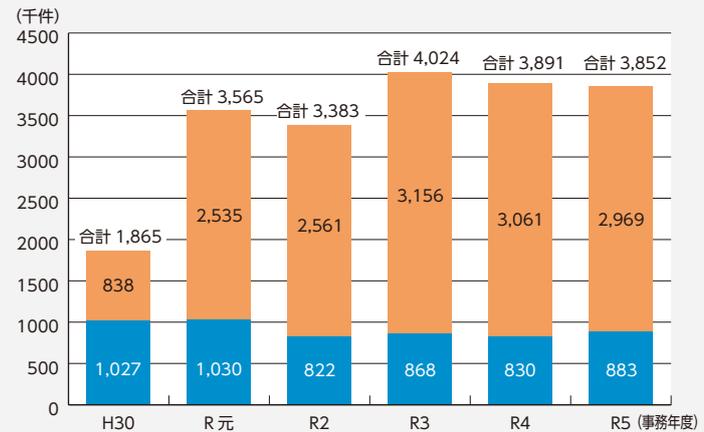
■ 財産債務調書の提出件数及び記載された財産総額

年分	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
提出件数(件)	73,427	72,633	72,248	72,215	75,005	74,772	78,801
財産総額(億円)	875,895	868,825	932,571	998,709	1,051,238	1,081,254	1,251,805

(二) 租税条約等に基づく情報交換

海外取引に関しては、二国間の租税条約や多数国間の税務行政執行共助条約など(令和7(2025)年5月現在、87の租税条約等¹(156か国・地域を対象))に基づき、外国税務当局と情報交換を実施し、適正・公平な課税・徴収に必要な情報を国外から入手しています。

■ 情報交換件数の推移



※ 情報交換件数は、各事務年度の提供・受領の件数を合計したものです。
 オレンジ部分：CRSによる非居住者の金融口座情報及び国別報告事項の情報交換件数
 青色部分：要請に基づく情報交換、自発的情報交換及び法定調書情報の自動的情報交換件数

(ホ) 国際的な枠組みに基づく自動的情報交換

外国の金融機関等を利用した国際的な脱税や租税回避に対処するため、我が国は、OECDが策定した「共通報告基準(CRS)」に基づき、諸外国の税務当局との間で非居住者の金融口座情報の交換を実施しています。国税庁では、国外送金等調書や国外財産調書などその他の資料情報等と併せて分析を行った上で、海外にある金融資産及びそこから生じる所得や、課税上問題のある海外取引の把握・解明などに活用しています。



CRSコーナー

また、暗号資産等を利用した脱税等のリスクが顕在化したことを受け、令和4(2022)年7月、OECDにおいて、非居住者の暗号資産等取引情報を税務当局間で定期的に交換するための国際基準として「暗号資産等報告枠組み(CARF: Crypto-Asset Reporting Framework)」が策定されました。

現在、60以上の国・地域が、令和9(2027)年又は令和10(2028)年までにCARFに基づく情報交換を開始することを表明しており、我が国も、令和8(2026)年1月から12月分の取引情報について、令和9(2027)年4月末までに国内に所在する暗号資産交換業者等から報告を受け、同年9月末までに初回の情報交換を行う予定です。

■ CRSによる非居住者の金融口座情報の自動的情報交換件数

	受 領				提 供			
	令和4事務年度		令和5事務年度		令和4事務年度		令和5事務年度	
	国・地域数	口座数	国・地域数	口座数	国・地域数	口座数	国・地域数	口座数
アジア・大洋州	18	1,794,550	19	1,934,804	13	402,294	14	403,696
北米・中南米	22	156,707	21	153,308	17	44,481	18	36,445
欧州・NIS諸国	42	294,474	42	308,300	40	78,060	40	66,389
中東・アフリカ	13	280,450	11	58,876	8	7,202	8	4,252
合 計	95	2,526,181	93	2,455,288	78	532,037	80	510,782

¹ ここでいう租税条約等とは、租税条約、情報交換協定、税務行政執行共助条約及び日台民間租税取決めをいいます。

◎ CRS情報の活用事例

- CRS情報により、法人役員が外国の銀行口座に多額の預金を保有している事実を把握し、その運用状況の解明によって、多額の投資所得の申告漏れに加え、預金の一部に関する親族への贈与の申告漏れが判明
- CRS情報により、法人役員が外国の金融口座に多額の資産を保有している事実を把握し、その運用状況の解明によって、親族から相続した財産の運用による多額の利益の申告漏れが判明
- 国内財産の滞納処分では全額納付に至らない滞納のある個人について、CRS情報から外国の銀行預金を保有している事実を把握し、外国税務当局に対して租税条約に基づく徴収共助を要請し、外国税務当局により当該銀行預金の差押えが行われ、送金を受けたことで滞納国税を徴収

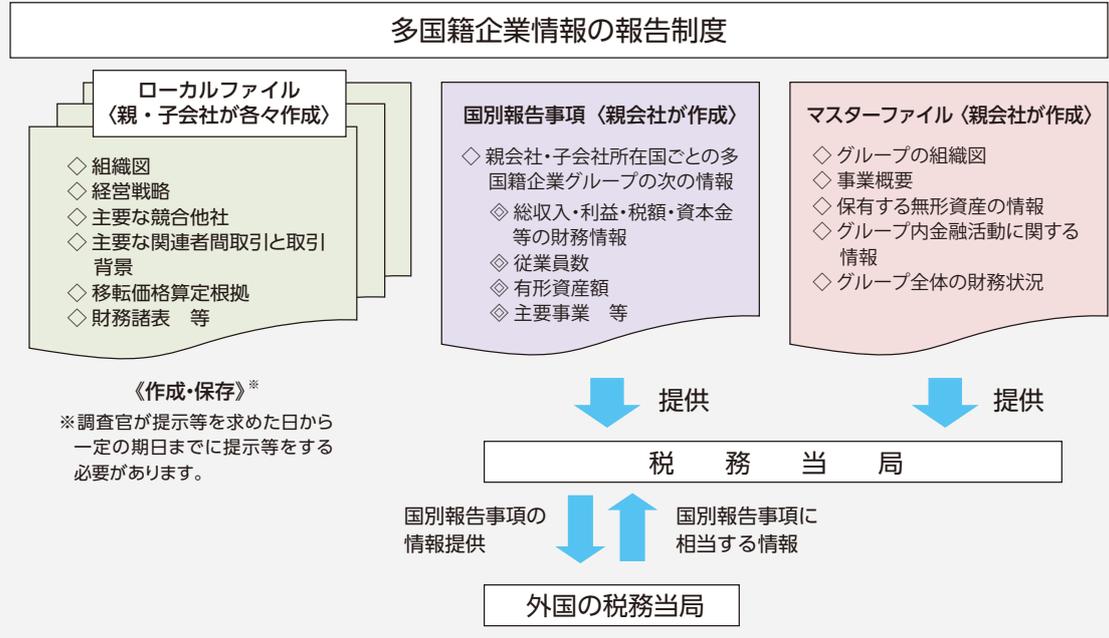
㊦ 多国籍企業情報の報告制度

多国籍企業のグローバルな活動・納税実態を把握するため、①国別報告事項、②事業概況報告事項(マスターファイル)及び③ローカルファイルを税務署に提供(又は作成・保存)することが一部の法人に義務付けられています¹。

国別報告事項は、一定規模以上の多国籍企業グループの最終親会社等がその居住地国・地域の税務当局に提供することとされており、我が国では、令和5(2023)事務年度において、58か国・地域の税務当局から2,315グループの情報を受ける一方、68か国・地域の税務当局に927グループの情報を提供しました。

国税庁では、多国籍企業における移転価格リスクや租税回避リスクの評価を行うに当たり、これらの情報を効果的に活用しています。

■ 多国籍企業情報の報告制度のイメージ



¹ 直前の会計年度における総収入金額1,000億円以上の多国籍企業グループの最終親会社は、その親会社の会計年度の終了の日の翌日から1年以内に、国別報告事項及びマスターファイルをe-Taxにより提供することとされています。

ロ 調査マンパワーの充実(執行体制の整備・拡充)

～ 専門部署・プロジェクトチームの設置 ～

国税庁では、国際的租税回避に対応するため、国税局や税務署に専門的に対応する部署を設置しています。また、富裕層の中でも特に多額の資産を保有していると認められる納税者については、全国の国税局に重点管理富裕層プロジェクトチームを設置し、その関係者や主宰法人等をグループとして一体的に管理して、各種情報の収集・分析を行っています。

ハ グローバルネットワークの強化

～ 外国当局との連携の強化 ～

国境を越えた経済活動がますます活発化する中、適正・公平な課税を確保するためには外国税務当局との協調が不可欠となっており、国税庁では、外国税務当局との連携の強化に努めています。

(イ) 国際的な枠組みへの参画

A 国際合意の形成と履行

多国籍企業がその課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題に対処するため、平成24(2012)年にOECDにおいてBEPSプロジェクトが立ち上げられ、平成27(2015)年10月に最終報告書が公表されました。国税庁では、最終報告書で勧告された15の行動計画の適切な実施に取り組んでいます。それぞれの行動計画の詳しい内容については、国税庁ホームページ「[BEPSプロジェクト](#)」をご覧ください。

B OECD等における取組への参画

BEPSプロジェクトの最終報告書の勧告は、新興国・途上国を含め、多数の国・地域により実施される必要があるため、OECDにおいて「BEPS包摂的枠組み」(Inclusive Framework on BEPS)が組織されています。直近では、経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題に対する解決策として2つの柱(第1の柱：市場国に対する新たな課税権の配分[利益A]及び移転価格税制の適用の簡素化・合理化[利益B]、第2の柱：グローバル・ミニマム課税)が議論され、利益Bに係る合意内容がOECD移転価格ガイドラインに追加されたほか、第2の柱については各国がグローバル・ミニマム課税を導入する際のモデル・ルールや執行ガイダンスが合意・公表されています。我が国では令和5年度税制改正において、グローバル・ミニマム課税のルールのうち所得合算ルール(IIR :Income Inclusion Rule) (令和6(2024)年4月施行)、令和7年度税制改正において軽課税所得ルール(UTPR :Undertaxed Profits Rule)及び国内ミニマム課税(QDMTT :Qualified Domestic Minimum Top-up Tax) (いずれも令和8(2026)年4月施行)の法制化が行われました。

また、令和7(2025)年5月現在、171か国・地域が参加する「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム」では、租税条約等に基づく情報交換について、各国・地域の法制と執行の相互審査が行われています。

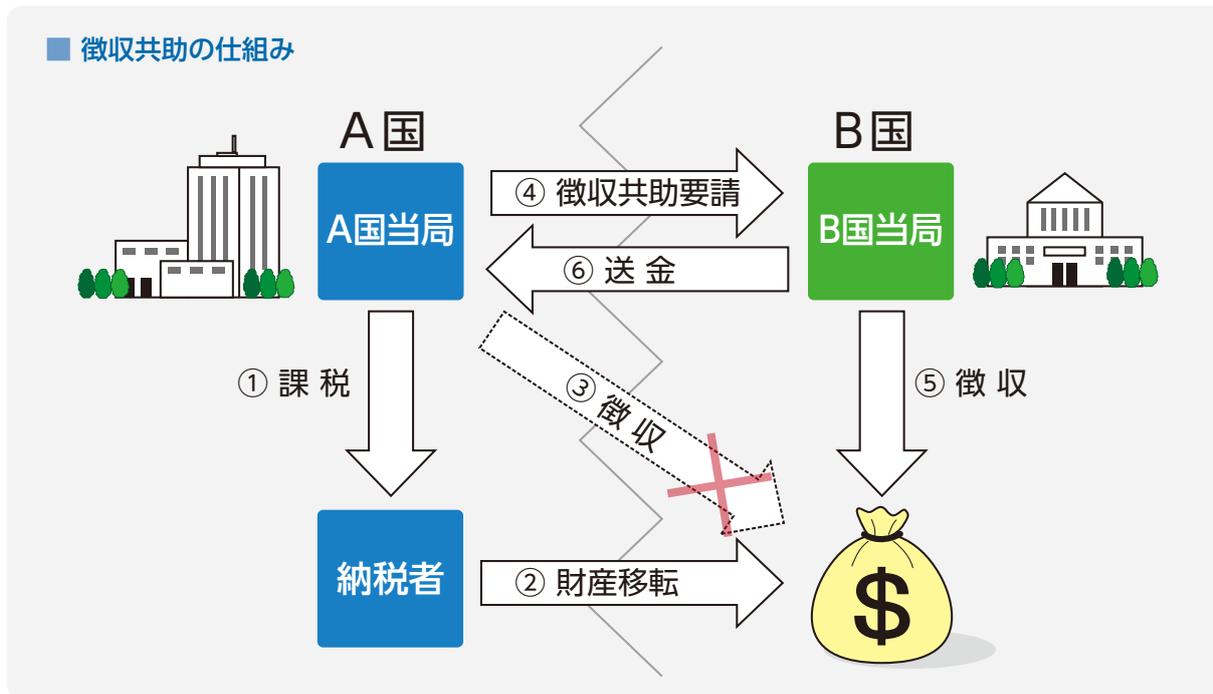
「OECD税務長官会議」における「情報共有と協働のための合同国際タスクフォース」(JITSIC :Joint International Taskforce on Shared Intelligence and Collaboration)では、国際的な租税回避等の各国共通の課題について、各国が情報を共有し協働することを目的とした取組が行われています。

国税庁では、こうした取組や議論に積極的に参画しています。

□ 徴収共助制度の活用

租税を徴収するための権限は国外で行使することができないという制約があります。このため、租税条約において、国外への財産移転による国際的な徴収回避に適切に対応することを目的として、各国の税務当局が協力して互いに相手国の租税を徴収する「徴収共助」の枠組みを設けています。

国税庁では、税務行政執行共助条約¹などに基づく徴収共助の制度を積極的に活用して、国際的な租税の徴収に取り組むこととしています。



■ Web-TAX-TV「国外財産を追いかけろ！～国際徴収への取組～」



海外に財産を移転させ納税を免れようとする悪質な滞納事案に対し、租税条約に基づく徴収共助制度を活用した徴収に取り組む徴収官の仕事をドラマ仕立てで配信しています。是非ご覧ください。



【動画はこちら】

□ 相互協議の促進

国税庁では、移転価格課税などによる国際的な二重課税について納税者の申立てを受けた場合、租

¹ 租税に関する情報の交換、徴収、文書の送達を相互に支援することを定めた多国間条約であり、我が国を含め145か国・地域において発効しています(令和7(2025)年6月1日現在)。

税条約等に基づき外国税務当局との相互協議¹を実施してその解決を図っています。また、納税者の予測可能性を高め、移転価格税制²の適正・円滑な執行を図る観点から、事前確認³に係る相互協議も実施しています。

国税庁では、相互協議事案の適切・迅速な解決に向け、要員の確保など体制の充実に努めるとともに、各国税務当局との連絡を密にし、機動的かつ円滑な協議の実施に取り組んでいます⁴。

■ 相互協議事案の発生・処理件数に係る推移

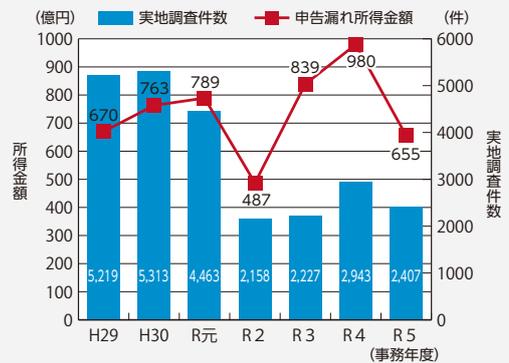


(2) 富裕層や海外取引のある企業への対応等

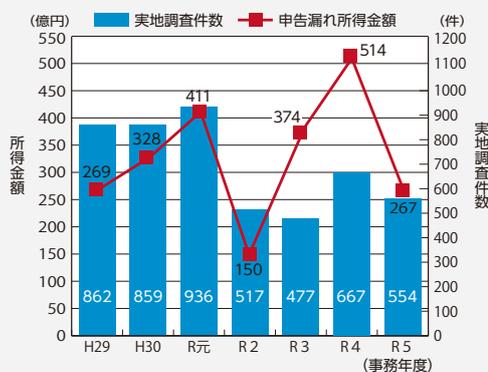
～ 資産隠しや租税回避行為への対処 ～

国税庁では、富裕層や海外取引のある企業への対応を重点課題として掲げ、上記の取組を推進することにより、海外への資産隠しや国際的な租税回避行為に適切に対処するための調査を積極的に実施しています。

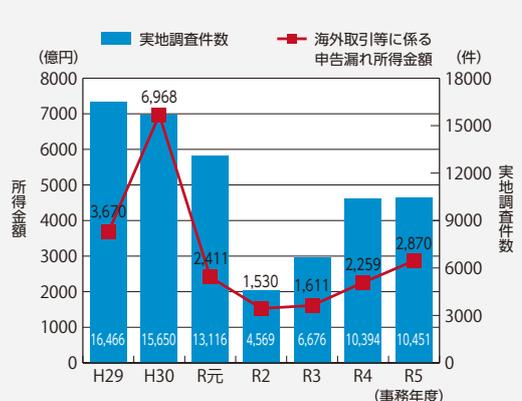
■ 富裕層に対する所得税調査事績



■ 海外投資などを行っている富裕層に対する所得税調査事績



■ 海外取引法人等に対する法人税調査事績



- 「相互協議」とは、租税条約等に基づき、国際的な二重課税が移転価格課税などにより生じた場合などにおいて、国税庁が納税者の申立てを受けて租税条約相手国・地域の税務当局との間で協議を行う手続です。
- 我が国企業が国外の関連企業と取引をするに当たって、その取引価格が第三者間の取引価格(これを「独立企業間価格」と呼んでいます)と異なることにより、我が国企業の課税所得が減少している場合に、その取引が独立企業間価格で行われたとみなして、所得を計算し直す制度です。
- 「事前確認」とは、納税者が申し出た独立企業間価格の算定方法などについて税務当局が確認を行うことです。
- 令和5(2023)事務年度の協議回数・日数は52回・162日でした。

◎ 富裕層や海外取引のある企業に対する調査事例

- 出資先の外国法人について、活動実態のないペーパーカンパニーである事実を把握し、外国子会社合算税制を適用
- 過大支払利子税制を適用し、関連者等に対する支払利子の一部を損金不算入

～ 移転価格税制の運用の明確化 ～

企業活動の国際化の進展に伴い、移転価格税制の適用対象となる取引が増加し、その内容も複雑化している中、国税庁では、納税者の予測可能性を高めるため、移転価格税制に係る法令解釈通達や事務運営指針など、制度の運用に関する執行方針や適用基準を公表しています。

また、移転価格税制に係る事前確認については、事前確認の申出の前に税務当局が相談を受ける事前相談を行うなど、納税者が事前確認を円滑に利用できる環境を整えています。

5 各国税務当局との協力

(1) アジア諸国を中心とした開発途上国への技術協力

国税庁では、政府開発援助（ODA）の技術協力の枠組みなどの下、開発途上国の税務行政の改善、日本の税務行政に対する理解者の育成などを目的に、アジア諸国を中心として、開発途上国に対する技術協力を積極的に取り組んでいます。



国税庁実務研修

技術協力の概要

1 開発途上国への職員派遣

開発途上国の税務当局からの要望を受けて、現地で開催される研修に職員を講師として派遣しています。令和6（2024）年度は、フィリピン、ベトナム、ラオスに職員を派遣し、講義などを行いました。

また、開発途上国の税務行政に対して継続的なアドバイスを提供することを目的として、JICAの「長期専門家」としても職員を派遣しています。令和6（2024）年度は、フィリピン、ベトナム、ラオスで職員が活動しました。

2 国内での受入研修の実施

(1) 国際税務行政セミナー（ISTAX）

複数の開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、日本の税制・税務行政全般について講義などを行っています。この研修には、中堅職員を対象とした一般と幹部職員を対象とした上級があります。

(2) 国別税務行政研修

1か国の開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、その国からの要望に沿った講義などを行っています。

(3) 国際課税研修

複数の開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、「国際課税」に関する講義を中心に行っています。

(4) 国税庁実務研修

世界銀行などの奨学金制度を利用して日本の大学院（修士課程）に留学している開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、日本の税制・税務行政全般に関する講義などを行っています。令和6（2024）年度は、政策研究大学院大学、慶應義塾大学及び一橋大学の各大学院に在籍している留学生17名が参加しました。

■ 受入研修などの実施状況

(単位：国、人)

年度		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
国際税務行政セミナー (ISTAX) (一般)	国数	—	14	3	8	11
	人数	—	14	3	8	12
国際税務行政セミナー (ISTAX) (上級)	国数	—	10	5	8	10
	人数	—	10	5	8	11
国別税務行政研修	国数	1	2	4	4	6
	人数	15	136	355	61	53
国際課税研修	国数	—	6	4	8	8
	人数	—	11	6	8	8
国税庁実務研修	国数	7	8	5	7	9
	人数	9	9	6	13	17

※ 令和2(2020)年度から令和4(2022)年度は、オンラインによる研修も含まれています。

(2) OECDアジア太平洋租税・金融犯罪調査アカデミー

OECDアジア太平洋租税・金融犯罪調査アカデミーは、国税庁がOECDと連携して開催している、アジア・太平洋地域の租税犯罪調査官等を対象にした租税犯罪やマネーロンダリングなどの捜査手法、各国間の国際協力などに関する研修です。令和元(2019)年5月の税務大学校和光校舎での開講以降、令和6(2024)年度末までにオンラインでの開催を含め、計17回開催しました。

(3) 税務行政が直面する問題解決に向けた各国間の協力

各国税務当局間での協力や経験の共有を図るため、国税庁では、OECD税務長官会議、アジア税務長官会合などの国際会議に積極的に参加しています。

イ OECD税務長官会議

OECD税務長官会議は、OECD加盟38か国及び非加盟16か国・地域(令和7(2025)年5月現在)の税務当局の長官クラスが参加し、税務行政の幅広い分野にわたって各国の知見・経験の共有等を行う場です。令和6(2024)年11月11日から13日には、第17回会合がギリシャで開催され、税務行政のDXやグローバル・ミニマム課税の実施と税の安定性の向上等について意見交換が行われました。

ロ アジア税務長官会合

アジア税務長官会合は、アジア太平洋地域における18か国・地域の税務当局の長官クラスが参加し、域内の協力と知見の共有を図るための議論を行う場です。

令和6(2024)年10月29日から31日には、第53回会合が韓国で開催され、紛争の防止及び解決の効果的なメカニズムや税務行政のデジタル化等について意見交換が行われました。